

# ○国内産糖交付金交付要綱第8の3の(2)に基づく 国内産糖売買証明書に準ずる書面について

[平成19年10月19日付19農畜機第2891号]

改正 平成28年10月3日付28農畜機第3311号

国内産糖交付金交付要綱（平成12年9月29日付け12農畜団第1473号）第8の3の(2)に基づく国内産糖売買証明書に準ずる書面について機構が認める場合は、次の基準によるものとする。

- 1 交付金申請に係る国内産糖について次の事項が確認できるもの。
  - (1) 糖種
  - (2) 販売年月日
  - (3) 販売数量
  - (4) 売主名及び買主名
  
- 2 上記1に記載されている事項について記載された伝票類の写しであること。

附 則

この規程は、平成19年10月19日から施行する。

附 則（平成28年10月3日付28農畜機第3311号）

この規程の改正は、平成28年10月3日から施行する。